

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令

(昭和四十九年六月七日政令第二百二号)

最終改正 平成十九年十月三十一日  
政令 第三百二十二号

内閣は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和四十八年法律第二百十七号)第二条第二項、第三条第一項ただし書、第十三条第一項、第十四条及び第二十八条の規定に基づき、この政令を制定する。

(第一種特定化学物質)

第一条 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(以下「法」という。)第二条第二項の第一種特定化学物質は、次に掲げる化学物質とする。

- 一 ポリ塩化ビフェニル
- 二 ポリ塩化ナフタレン(塩素数が三以上のものに限る。)
- 三 ヘキサクロロベンゼン
- 四 一・二・三・四・十・十一ヘキサクロロ一一・四・四a・五・八・八・八aヘキサヒドロエキソ一一・四・エンド一一・五・八ジメタノナフタレン(別名アルドリン。第三条の表第三号において「アルドリン」という。)
- 五 一・二・三・四・十・十一ヘキサクロロ一一・七・エポキシ一・四・四a・五・六・七・八・八aオクタヒドロエキソ一・四・エンド一一・五・八ジメタノナフタレン(別名デイルドリン。第三条の表第四号において「デイルドリン」という。)
- 六 一・二・三・四・十・十一ヘキサクロロ一一・七・エポキシ一・四・四a・五・六・七・八・八aオクタヒドロエンド一一・四・エンド一一・五・八ジメタノナフタレン(別名エンドリン)
- 七 一・一・一トリクロロ一一・二・ビス(四・クロロフェニル)

)エタン(別名DDT。第三条の表第三号において「DDT」という。)

八 a・四・七・七aヘキサヒドロ一一・七・メタノ一一H・インデン、一・四・五・六・七・八・八ヘプタクロロ三a・四・七・七aテトラヒドロ一一・七・メタノ一一H・インデン及びこれらの類縁化合物の混合物(別名クロルデン又はヘプタクロル)。第三条の表第五号において「クロルデン類」という。)

九 ビス(トリブチルスズ)IIオキシド

十 N,N'-ジトリル-バラーフェニレンジアミン、N-N'トリル-  
N'-キシリル-バラーフェニレンジアミン又はN,N'-ジキシリ

ル-バラーフェニレンジアミン

十一 ニ・四・六-トリ-ターシヤリ-ブチルフェノール

十二 ポリクロロ一二・二-ジメチル-三-メチリデンビシクロ一二・二・二ヘプタン(別名トキサフェン)

十三 ドデカクロロベンタシクロ「五・三・〇・二・六〇・三・九〇・四・八〇」デカン(別名マイレックス。第三条の表第九号において「マイレックス」という。)

十四 二・二・二-トリクロロ一一・一一ビス(四・クロロフェニル)エタノール(別名ケルセン又はジコホル)

十五 ヘキサクロロブタ一一・三-ジエン

十六 二-二-(二H一一・二・三-ベンゾトリアゾール一一イル)-四・六-ジ-ターシヤリ-ブチルフェノール

(第二種特定化学物質)

第一条の二 法第二条第三項の第二種特定化学物質は、次に掲げる化学物質とする。

- 一 トリクロロエチレン
- 二 テトラクロロエチレン
- 三 四塩化炭素
- 四 トリフェニルスズN,N-ジメチルジチオカルバマート

- 五 トリフェニルスズ || フルオリド
- 六 トリフェニルスズ || アセタート
- 七 トリフェニルスズ || クロリド
- 八 トリフェニルスズ || ヒドロキシド
- 九 トリフェニルスズ 脂肪酸塩（脂肪酸の炭素数が九、十又は十一のものに限る。）
- 十 トリフェニルスズ || クロロアセタート
- 十一 トリブチルスズ || メタクリラート
- 十二 ビス（トリブチルスズ） || フマラート
- 十三 トリブチルスズ || フルオリド
- 十四 ビス（トリブチルスズ） || 二・三ジブロモスクシナート
- 十五 トリブチルスズ || アセタート
- 十六 トリブチルスズ || ラウラート
- 十七 ビス（トリブチルスズ） || フタラート
- 十八 アルキル || アクリラート・メチル || メタクリラート・トリブチルスズ || メタクリラート共重合物（アルキル || アクリラートのアルキル基の炭素数が八のものに限る。）
- 十九 トリブチルスズ || スルフアマート
- 二十 ビス（トリブチルスズ） || マレアート
- 二十一 トリブチルスズ || クロリド
- 二十二 トリブチルスズ || シクロペンタンカルボキシラート及びこの類縁化合物の混合物（別名トリブチルスズ || ナフテナート）
- 二十三 トリブチルスズ || 一・二・三・四・四a・四b・五・六・十・十a-デカヒドロ-七-イソプロピル-一・四a-ジメチル-一一-フェナントレンカルボキシラート及びこの類縁化合物の混合物（別名トリブチルスズロジン塩）  
(新規化学物質の製造又は輸入に係る届出を要しない場合)
- 合物とする。
- 第二条 法第三条第一項第四号の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
- 一 新規化学物質を他の化学物質の中間物として製造し、又は輸入する。

する場合であつて、その新規化学物質が当該他の化学物質となるまでの間ににおいてその新規化学物質による環境の汚染を防止するために必要な措置が講じられているとき。

二 新規化学物質を施設又は設備の外へ排出されるおそれがない方法で使用するためのものとして製造し、又は輸入する場合であつて、その新規化学物質が廃棄されるまでの間ににおいてその新規化学物質による環境の汚染を防止するために必要な措置が講じられているとき。

三 新規化学物質を輸出するために製造し、又は輸入する場合（その輸出が新規の化学物質による環境の汚染を防止するために必要な措置が講じられている地域として厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定める地域を仕向地とするものである場合に限る。）であつて、その新規化学物質が輸出されるまでの間においてその新規化学物質による環境の汚染を防止するために必要な措置が講じられているとき。

法第三条第一項第五号の政令で定める数量は、一トンとする。  
(審査の特例等の対象となる場合)

第二条の二 法第四条の二第四項第一号の政令で定める数量は、十トンとする。  
(第一種特定化学物質が使用されている場合に輸入することができない製品)

第三条 法第十三条第一項の政令で定める製品は、次の表の上欄に掲げる第一種特定化学物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる製品（日本国内において生産される同種の製品により代替することが困難であり、かつ、その用途からみて輸入することが特に必要なものとして経済産業大臣が指定するものを除く。）とする。

第一種特定化 学物質	第一種特定化 品
一 ポリ塩化 ビフェニル	一 潤滑油、切削油及び作動油
二 接着剤（動植物系のものを除く。）、パテ及	



一 ブ チ ル フ エ ノ ール	七 保 護 用 眼 鏡 の レ ン ズ 及 び 眼 鏡 の フレ ーム
九 ワ ン ク ス	八 防 臭 剤
十 サ ー フ ボ ー ド	十一 イン キ リ ボ ン
十二 印 画 紙	十三 ボ タ ン
十四 管、浴槽その他のプラスチック製品（成形したものに限る。）	十五 ボ タ ン

（第二種特定化学物質が使用されている場合に輸入予定数量等を届け出なければならない製品）

第四条 法第二十六条第一項の政令で定める製品は、第一条の二第十

一号から第二十三号までに掲げる第二種特定化学物質（次条の表第三号において「トリブチルスズ化合物」という。）については、塗料（貝類、藻類その他の水中の生物の付着防止用のものに限る。）とする。

（第二種特定化学物質が使用されている場合に容器等に表示をしなければならない製品）

第五条 法第二十八条第一項の政令で定める製品は、次の表の上欄に掲げる第二種特定化学物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる製品とする。

第二種特定化 学物質		製 品
一 ト リ ク ロ エ チ レ ン	一 接 着 剤 (動植物系のものを除く。) 二 塗 料 (水系塗料を除く。) 三 金 屬 加 工 油	一 加 硫 剤 二 接 着 剤 (動植物系のものを除く。) 三 塗 料 (水系塗料を除く。) 四 洗 净 剤
二 テ ト ラ ク ン	二 口 口 エ チ レ ン	二 テ ト ラ ク ン
三 塗 料 (水系塗料を除く。)	四 塗 料 (水系塗料を除く。)	四 塗 料 (水系塗料を除く。)

三 ト リ ブ チ ル ス ズ 化 合 物	四 洗 净 剂
五 纖 維 製 品 用 仕 上 加 工 剂	一 防 腐 剤 及 び か び 防 止 剤
六 塗 料 (貝類、藻類その他の水中の生物の付 着防止用のものに限る。)	二 塗 料 (貝類、藻類その他の水中の生物の付 着防止用のものに限る。)

（手数料）

第六条 法第三十五条の規定により次の表の上欄に掲げる者が納付しなければならない手数料の額は、同表の中欄に定める金額（電子申請（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請をいう。以下同じ。）による場合にあつては、同表の下欄に定める金額）とする。

納付しなければならない者  
一 法第六条第一項の  
二 法第十一条第一項の  
三 法第十二条第一項の  
の許可を受けようとする者

金  
額

電子申請による場合  
における金額

一 法第六条第一項の  
許可を受けようとす  
る者

金  
額

電子申請による場合  
における金額

二 法第十一条第一項の  
許可を受けようとす  
る者

金  
額

電子申請による場合  
における金額

三 法第十二条第一項の  
の許可を受けようとす  
る者

金  
額

電子申請による場合  
における金額

一 法第六条第一項の  
許可を受けようとす  
る者

金  
額

電子申請による場合  
における金額

二 法第十一条第一項の  
許可を受けようとす  
る者

金  
額

電子申請による場合  
における金額

三 法第十二条第一項の  
の許可を受けようとす  
る者

金  
額

電子申請による場合  
における金額

（審議会等で政令で定めるもの）  
第七条 法第四十一条第一項の審議会等で政令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる大臣ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

環境大臣	厚生労働大臣
経済産業大臣	化学物質審議会
中央環境審議会	薬事・食品衛生審議会

2 法第四十一条第二項の審議会等で政令で定めるものは、次の表の

上欄に掲げる大臣ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

環境大臣	経済産業大臣	化学物質審議会
	中央環境審議会	

附 則

(施行期日)

1 この政令は、昭和四十九年六月十日から施行する。ただし、第三条の規定は、同年八月一日から施行する。

(化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第三条第一項の規定による新規化学物質の製造又は輸入に係る届出を要しない場合を定める政令の廃止)

2 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第三条第一項の規定による新規化学物質の製造又は輸入に係る届出を要しない場合を定める政令（昭和四十九年政令第百二号）は、廃止する。

附 則（平成一五年九月一九日政令第四一九号）

(施行期日)

1 この政令は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十六年四月一日）から施行する。

(確認に関する経過措置の対象となる者)

2 改正法附則第二条の政令で定める者は、薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第十二条第一項又は第十八条第一項の規定による許可に係る医薬品の中間物として新規化学物質を製造し、又は輸入する者とする。

附 則（平成十九年十月三十一日政令第三二二二号）

この政令は、平成十九年十一月十日から施行する。ただし、第三条

の改正規定は、平成二十年五月一日から施行する。